

CONTENTS

文化庁月報

1994

1

No.304

特集●文化財新時代——近代の建造物を考える

身近にある文化財——「守る」から「活かす」へ——	建造物課	4
調査の概要とポイント・保護の考え方		7
近代化遺産（建造物等）総合調査——その実務上の問題点——		10
近代和風建築総合調査——その実務上の問題点——		12
近代化遺産の探し方——土木文化財	馬場俊介	14
近代化遺産の探し方——桐生市の調査・産業遺産を中心に	萩原清史	16
「近代和風建築」研究の意義と方法	藤岡洋保	19

都道府県のページ

ご存じですか? こんな文化財⑦	
札幌「時計台」、五稜郭跡	22
一度は行きたい博物館・美術館⑨	
徳島県立博物館	25

法人紹介～文化に息吹を～

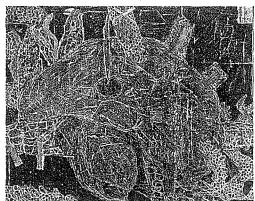
ブリッジは国際人の必修の教養	
(社)日本コントラクトブリッジ連盟	28

ACA (Agency for Cultural Affairs) NEWS

● 第40回文化財防火デー	34
● 第8回国民文化祭いわて'93開幕	36
● WIPO アジア地域著作権・著作隣接権セミナー	39
● 文化庁買上優秀美術作品展示	40
● 文化庁施策 Q & A	30
● 著作権法利用講座⑩	32
● 文化財保護法発掘講座⑩	33
● 芸術文化振興基金ニュース	46
● 今月の国立劇場	47
● 編集後記	48

イベント案内

バーンス・コレクション/国立西洋美術館	41
黒田アキ 廻廊=メタモルフォーゼ	42
/東京国立近代美術館	43
現代の型染/東京国立近代美術館	43
三尾公三展/国立国際美術館	44
第11回日本伝統漆芸展/西武アート・フォーラム	45



「玄武」（平成4年度文化庁買上作品）  
岡村桂三郎/作

おかむら・けいざぶろう/昭和33年東京都生まれ。63年東京芸術大学大学院博士課程満期退学。60年創画展創画会賞（以後同賞2回）、62年創画会春季展賞（同賞4回）、山種美術館賞展優秀賞など受賞。現在は創画会会友、平成5年榎五島記念文化財団美術新人賞受賞。（6年3月より1年間、米国で研修の予定）

# 特集 文化財新時代 —近代の建造物を考える

## 身近にある文化財

—「守る」から  
「活かす」へ—

文化財保護部建造物課

### 江戸時代以前から明治・大正・昭和へ

わが国の文化財建造物の保護行政は、古社寺保存法（明治三十年）にはじまり、国宝保存法（昭和四年）、そして現在の文化財保護法（昭和二十五年）へと引き継がれ発展をとげ、保護の対象や数を増やしてきた。古社寺保存法では特別保護建造物として神社・寺院の建造物が指定された。国宝保存法では特別保護建造物から国宝に名称を変え城郭・住宅・民

家等に指定の対象が広がった。文化財保護法では、国宝・重要文化財の二つに分かれ価値に応じたきめ細かな対応が可能となるとともに、指定建造物の数も増加した。その後、昭和五十年の文化財保護法の一部改正にともない、集落・町並み（伝統的建造物群保存地区）の保護や重要文化財の土地の指定が可能になり周辺の環境を含めた歴史的風致にまで保護の対象が拡大した。

一方、昨今、これまでの文化財の概念とは少し異なるものについても、文化財として評価し保護すべきだという声が高まってきた。

それはわが国の「近代化」を支えたもので、文化庁ではこれを「近代化遺産」と名付けている。これまで明治・大正・昭和にかけての「近代化」は江戸時代以前のわが国の伝統的なものを破壊した元凶として、文化財の側からみればむしろ負のイメージでとらえられることが多かった。ところが「近代化」の過程を示すものは、わが国の今日の発展に至るまでの歴史をふりかえれば重要な意義を有しているはずである。また、こうした「近代化」を示すものが、近年の産業構造や都市構造の変化等により、急速に消失する危機に瀕している。このため、文化政策推進会議の提言（平成三年七月三十一日）、文化財保護企画特別委員会の審議経過報告（平成五年四月十六日）をはじめ、各方面から「近代化遺産」の保護が訴えられるようになったのである。

現在、文化庁では、とくに破壊が進んでいる建造物から手始めに、各都道府県で所在調査を行い、その保護を積極的に進めようとしている（文部時報「平成五年十二月号を参照のこと」）。文化財建造物の保護の分野において、この「近代化遺産」に代表される明治・大正・昭和の建造物（以下これを「近代の建造物」という）をいかに保護していくかは今後の大きな課題である。

### 貴重品から歴史的風致の保護・町づくりの核へ

建造物の指定状況を時代別にみると、江戸時代初期以前の建造物については、現存する主要なものほとんど保護措置がとられている（地方公共団体の指定を含む）。一方、江戸時代中期以降については、現存するうちのわずかなものが指定されているにすぎない。建設年代が新しい建造物ほど多数現存するから数の少ない古い建造物の指定の割合が多いことは当然のことかもしれない。しかし、これは建造物の指定の価値判断基準に「数が少ないものは珍しい」「古いものは貴重」という価値観が重視されていたことも示している。こうした価値観は、非常にわかりやすいもので、新聞報道等で「わが国最古の〇〇」といったフレーズがもてはやされることはその一面をあらわしている。

従来、多数残る江戸中期以降の建造物を指定する際にも、こうした価値観が適用されてきた。それは「他にない優れたもの」といういわば「優品」的な視点で、その結果、わずかないわば「貴重品」が厳選されてきたのである。これは、近代の建造物についても同様である。現在、日本銀行本店本館をはじめ計

百三十六棟が重要文化財に指定され（平成六年一月現在）その保護がはかられているが、これらは「西洋風の意匠をもち意匠・技術の面で特に優れた」明治・大正の「建築物」であり、近代の建造物の総数からみればごくわずかにすぎない。

現存する近代の建造物のうち文化的な価値をもつものは、「建築物」に限ってみてもその数は多い。これに「近代化遺産」が加わると、例えば「工作物」が加わる等、対象はさらに広範で膨大なものとなる。また、「近代化遺産」の「近代化」という評価を加えれば、「建築物」でも従来のものに加えて評価しなければならぬものも多数ある。

こうした、多数のものからわずかな「貴重品」を厳選するのは容易なことではない。また、多数あるということとは、多くの人々にとって身近な存在であることを意味している。身近なものを「貴重品」として気安く扱いつらくしてしまうことは、本来の保護の目的からみても必ずしも最善の策とはいえない。

そこで、近年は従来の優品の価値ではない評価の視点も重要文化財（建造物）の指定の際に重視されるようになってきている。それは、例えば、町並みや周辺の景観等の歴史的風致がよく保護されていること、機能や景観等の面で地域の人々に広く活用され親しまれていること等々である。現在、一部の先進



近代和風建築「道後温泉」（愛媛県松山市）

的な地方公共団体では、文化財やその周辺環境からなる歴史的風致を保護し、それを活かした町づくりを行おうといった動きがみられる。地域住民等によってかつて知られていなかった身近にある建造物の価値等が評価・発見され、それが重要文化財となり町づくりの核としての役割を果たしたとすれば、文化財保護法の精神である「保存と活用」という面からみても意義のあることといえるだろう。

### 「守る」から「活かす」へ

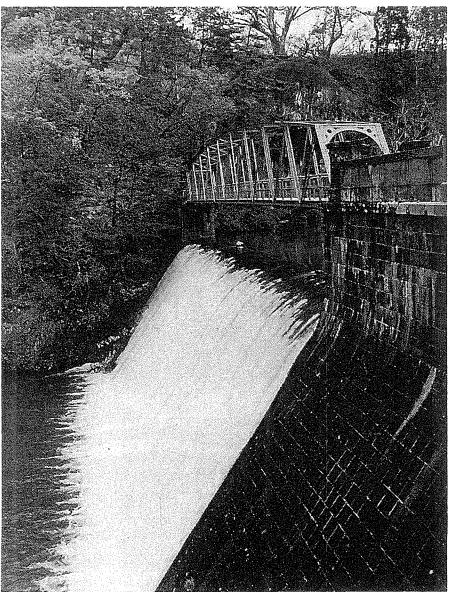
これまで、重要文化財の建造物は、貴重品的な価値が重視された結果、大事に「守る」べき存在として多くの人々に受けとめられてきた。大事に「守る」ことは保護の上で非常に重要なことではある。ところが、いつのまにかそのイメージがひとり歩きをし、重要文化財の建造物は「使つてはいけないもの」「釘一本打つてはいけないもの」という誤った認識が広がってしまった。そうした誤解が指定の際に所有者の同意・理解を得るにあたっての支障となっているケースは意外に多い。

江戸時代以前の重要文化財の建造物で最も数の多い寺院・神社の建物は、多数の人々が日常的に使うものは少ない。また、寺院・神

社というおもな機能が変化することはまず有り得ない。したがって、大事に「守る」ことによって保護のための要件はほとんど満たされていた。一方、近代の建造物は多種多様で、公会堂や学校施設のように建設当初から多くの人が使う施設として建設されたものも多い。建設当初の役割が

不要となつて、新たな役割を与えなくてはならないものもある。したがって、近代の建造物は、これまでの「守る」という面だけでは不十分であり、使つて「活かす」ことが「守る」ことにつながるという発想の転換が必要なのである。

一口に「活かす」といっても、さほど簡単なことではない。「活かす」ための柔軟なアイデアがまず必要だし、加えて「活かす」ために障害となる関係法上の規制や新築に比較した場合の予算面での負担増等、越えなければならぬハード・ソフト両面のハードルが多数まちうけている。それらを順次解決して



近代化遺産「藤倉水源地下水道施設」(秋田県秋田市)

## 調査の概要とポイント・保護の考え方

# 近代化遺産(建造物等)総合調査

現在、文化庁建造物課では、近代の建造物の指定のために、近代化遺産(建造物等)総合調査と近代和風建築総合調査(以下これを「近代化遺産調査」「近代和風調査」と略す)の二つの調査を都道府県への補助事業として行っている。以下に調査の概要とポイントを示し、あわせて近代の建造物の重要文化財指定にあたっての当面の考え方を示しておきたい。

### 近代化遺産・近代和風の調査対象

これまでに近代の建造物の体系的な調査としては、日本建築学会が行った調査(『新版日本近代建築総覧』技報堂出版、一九八三年)がある。この調査では、おもに西洋風の意匠をもつ江戸時代末期から第二次世界大戦前までに建設された建築物(以下これを近代建築

と呼ぶ)が対象とされ、約二万四千件(うちとくに重要なもの約三千件)がリストアップされている。

これに対して、近代化遺産調査では、産業・交通・土木にかかわる建築物・工作物(表1)をおもな対象としている。これらは、建築学会の調査ではほとんど対象とはされていない。また、建築学会の調査は、単体の建築物が調査の対象となつているが、近代化遺産が対象とする産業・交通・土木関係は、一連のシステム全体として意味があるものが多いので、対象の範囲が広く、単体の「もの」に限定されない。このため調査対象となる建造物と関係の深い機械類や周辺の土地の地形等もあわせて調査することが望ましい。なお、対象となる物件の建設年代は、「近代化」の萌芽が既に江戸時代末期にみられることから、江戸時代末期から昭和初期(第二次世界大戦前)ま

【参考文献】  
日本建築学会近畿支部保全部編『近代建築物の保存と再生』都市文化社、一九九二年  
『特集 近代建築の生きた保存』『フォト』一九九二年一〇月号  
日本建築学会「特集 開発と保存のダイナミックス」『建築雑誌』一九九一年二月号

でとしており、学会の調査と同様である。  
また、上記の建築学会の調査では、西洋風の意匠をもつ近代建築と両極の位置にある伝統的な建築物が対象から外れている。そこで、こうしたものをリストアップしようというのが近代和風調査である。このため近代和風調査では、住宅等の場合には母屋と附属屋のように複数棟が対象となる場合もあるが、おもに単体の建築物が対象となる。対象物件の建設年代は、他と同じく江戸時代末期から昭和初期までとしている。

### 調査の方法・まとめ方

近代化遺産調査、近代和風調査とも、調査の方法はほぼ同じである。都道府県が事業主体となつてそれぞれ二カ年事業で行っている。まず、調査にあたって学識経験者を含む調査委員会をつくる。調査委員会のメンバーは各都道府県教育委員会によって決定されるが、調査の性格上、近代化遺産調査では、歴史学(とくに近代史、経済史、経営史等)の専門家を中心に、土木工学、建築学、機械工学等広範な分野の学識経験者が構成されることが望ましい(表2)。近代和風調査では、従来の文化庁が行った建造物調査(民家緊急調査、

表2 福岡県の近代化遺産調査の調査委員と調査員

調査委員	秀村 選三	九州大学名誉教授	主任 調査委員
	澤村 仁	九州芸術工科大学名誉教授	副主任 調査委員
	中村 正夫	九州大学名誉教授	調査委員
	丸山 雍成	九州大学教授	調査委員
	佐藤 正彦	九州産業大学教授	調査委員
柏木 實	福岡県文化財保護審議会委員	調査委員	
調査員	開田 一博	新日本製鐵(株) 八幡製鐵所 総務部長代理	工業関係
	倉橋 徹	ネイブル・ランド取締役 事業部長	
	井澤 英二	九州大学工学部教授	機械関係
	東定 宣昌	九州大学石炭研究資料セン ター助教授	石炭関係
	深町 純亮	飯塚市歴史資料館長	
	片野 博	九州芸術工科大学環境設計 科助教授	建築関係
	中村 尚史	日本学術振興会特別研究員	交通関係
	佐々木 武彦	中間市歴史資料館副館長	北九地区
	牛嶋 英俊	福岡県文化財保護指導委員	南筑地区
	佐々木 四十臣	福岡県文化財保護指導委員	
	平島 勇夫	大牟田市教育委員会	京築地区
	宮本 工	福岡県文化財保護指導委員	
	川本 義継	福岡県文化財保護指導委員	

の進行状況を見て随時行うと効率的である。ここまでは一年目のおおよその作業である。三次調査は、二次調査で絞り込んだ物件のうち主要なものを調査委員会によって決定し、それらについての詳細な調査を行うものである。これが二年目の作業となる。

調査の結果は、二次調査によって補足した一次調査のリストと三次調査を行った結果をそれぞれ報告書にまとめる。一次調査の結果は、名称・所在地・建設年代・分類程度の簡単な表の形式とする。三次調査の結果は、なるべく多くの人々の目に触れる形の出版物と

して公開する。近代化遺産調査では既に、秋田県、群馬県、福岡県で報告書が刊行されているので参照されたい。

**保護の考え方**

まず、指定に際しては、学術的な評価が定まっていることがその要件となる。このため、近代建築については、これまでも建築学会の調査でその重要性が認められているものについて指定を行ってきたが、それを引き続き行う。近代化遺産・近代和風については、近代

化遺産調査・近代和風調査の報告書によりその重要性が判明したことから順次指定を行う。このように、原則として、建築学会の調査、近代化遺産調査、近代和風調査を重視するが、地方公共団体が独自に行った調査や学会発表等によりその学術的な評価が定まったものについては同格に扱う。次いで、所有者等に保存活用の意志があり、その保存活用や管理のための具体的な計画等の将来的な保護の担保があることも、指定の要件となる。

なお、近代化遺産の指定にあたっては、建造物が「近代化」に果たした役割を評価の対象とするため、主要な部分である建造物を中心としたシステムが保存されることを重視し、その可能な限りの範囲を「一構」として広く指定の対象に含めている。例えば、藤倉水源地下水道施設（平成五年八月十七日に重要文化財指定）では、ダムを中心にして、沈澱池、貯水池等が指定の対象となっている。また、近代化遺産調査、近代和風調査の進展にともない、近代建築の指定対象を「近代化」という視点で評価できるものや「和風」との対比で評価できるものにも広げていく予定である。さらに、これまでは明治・大正に建設されたものの指定を行ってきたが、昭和に建設されたものも近々検討の対象として加えることを考えている。

表1 群馬県の近代化遺産調査の分類

分類	★	種類
1. 医療	建 構 機	医院・事務所 医療機器
2. 教育	建 構	学校・集会所事務所・倉庫 石門・石柱
3. 金融	建 構	事務所・店舗・倉庫 レンガ塀
4. 軍事	建 構 機	工場・事務所・研究所・クラブ・官舎・倉庫（火薬） 高射砲陣地・火薬工場跡土累・用水路
5. 交通	建 構 機	駅舎・事務所・倉庫・車庫・航空機工場 軌道・橋梁・橋梁跡・隧道・道路・給水タンク 車両（蒸気、電気、客車）・鉄道レール・工作機械
6. 行政	建 構	官公庁（県庁、郡役所、戸長役場）・事務所・集会所・駐在所・距離原標 * 司法 刑務所外壁・事務所 * 防災 消防施設・事務所・車庫・消防タンク
7. 鉱業	建 構 機	工場・作業場・倉庫・記念物（神社） 炭鉱・道路・隧道・採掘場・坑口・トロッコ道・油送管
8. 養蚕	建 構 機	倉庫・作業所・学校・乾燥室・住居兼倉庫・事務所・住居・養蚕農家・社屋 風穴 作業道具・蚕具（催青器）
9. 製糸	建 構	事務所・工場・作業所・倉庫・寄宿舎・住宅・乾繭場 井戸・煙突・水門
10. 織維	建 構 機	事務所・住居・工場（鋸屋根）・集会所・倉庫 煙突・門柱・塀 織機
11. 流通	建 構	倉庫・作業所 煙突
12. 醸造	建 構	事務所・倉庫・作業所・醸造蔵・店舗兼倉庫・作業所兼倉庫 煙突・店舗・土蔵・煉瓦むろ
13. 商業	建 構	店舗・店舗兼住居・料亭・倉庫・事務所・工場・旅館
14. 宗教	建 構	教会・寺院・奉安殿・住居・塔
15. 生活 (水道施設含む)	建 構	洋館・公衆浴場・倉庫・問屋・店舗・旅館・事務所・鐘楼・民家・質屋 上下水道・共同水道・灯台・水車・製水池・ポンプ場・配水塔
16. 電力	建 構 機	変電所・発電所・工場 隧道・水路・水門・道路・貯水池 水車・発電所
17. 土木	構	取水口・ダム・堰堤・水路・上下水道・堤防・隧道・水門・地下施設・防波堤
18. 農林 (養蚕以外の物)	建 構 機	長屋門・住居・倉庫・水車小屋・作業所・宿舍・水門・水路・隧道・灌漑施設・塔 * 園 芸 農園 * 林 業 事務所・試験林 * 漁 業 養殖場 製材機
19. 文化	建 構	集会所・図書館・会館 時楼・ラジオ館 倉庫・工場 事務所・作業所・精米所・製粉工場・倉庫 煙突・工場・かめ 事務所・住居・工場
20. 工業		* 産 業 倉庫・工場 * 食 品 事務所・作業所 * 化 学 煙突・工場・かめ * 機 械 事務所・住居・工場 * 自動車製造 事務所 * 冶 金 作業所 * 鉄 工 作業所 * 窯 業 事務所・工場 * 建 設 学校・門柱・タンク・工場・事務所
21. 通信	建	特定郵便局・事務所
22. その他		道具・機械・記念碑・出版物・写真・衣服・履物・楽譜 設計図・その他（ソフト的なもの、ノウハウまで含む一切）

★(建=建築物、構=工作物、機=機械類)

近世社寺建築緊急調査」と同様に建築学の専門家を中心とする体制でよいが、広大な庭園をもつもの等があるので、造園、名勝等の専門家が入ることが望ましい。

調査は、一次調査から三次調査までの三段階の調査からなる。まず一次調査で都道府県

内の現存するものなるべく多数リストアップする。一次調査の方法としては、都道府県より管内の各市町村にリストアップを依頼する方法が最も代表的であるが、専門家に担当するブロックをきめてリストアップする方法もある(表1)。一次調査では必ず、ひろ

い落しや地域ごとのばらつき等があるので、このため二次調査では、専門家の手をかりて、一次調査のリストを補足することをおもな目的とする。また二次調査によって、一次調査でリストアップされた物件のうち、特に重要な遺構を絞り込む。この二次調査は一次調査

—その実務上の問題点—

文化庁建造物課では、平成五年二月九日に「近代化遺産（建造物等）総合調査にかかわる検討会」を開き、当時、国の補助による二カ年の調査事業の二年目の福岡県教育委員会、一年目の新潟県・大分県教育委員会、独自に管内の準備調査をすすめていた北海道教育委員会（平成五年度より国の調査事業開始）の担当者に問題点を報告してもらった。報告前に学識経験者による講演を行い、報告後には出席者全員による総括を行った。以下は、各教育委員会の報告と全体総括の概要である。

【福岡県教育委員会の報告】

まず報告書作成について、対象物件が多く、印刷費不足という問題がある。

次に時間の問題がある。国の事業が始まる前の年度、市町村に所在調査を依頼したが、国の事業の初年度完了までなかった。原因は近代化遺産の概念が浸透していなかったためと考えられる。三次調査では時間が不足して十分な資料収集ができなかった。できれば調査期間を三年間にのばしていただきたい。

企業が所有する物件は、企業秘密の問題が

重なる部分があり、整理に時間を要した。各地の出張所等の出先機関は好意的に協力してくれた。林業事務所や土木事務所からは非常に回収率が良く、市町村からのリストをかなり補足できた。

その他の関係機関としてはJ・Rと東北電力に協力を依頼した。新潟県はJ・R東日本新潟支社の他、金沢支社、長野支社が管轄している。それぞれに協力を依頼したところ、細かい資料を提示してもらえた。ただし、それぞれの支社でデータのそろえ方が違い、整理に苦労した。

全体的な問題点としては、やはり指定を恐れる風潮が根強くあったこと、基礎資料がまったくなかったのに驚かされた。建築学会のリストが唯一の手がかりだったが、調べてみるとなくなっているものがたくさんあった。リストを作ることは基礎台帳を作る意味で非常に意義があることだと感じた。また、産業考古学関係や土木関係など従来文化財と付き合っていない分野に協力してもらったことも非常によかったと思う。

【大分県教育委員会の報告】

大分県も調査の主旨が徹底しなかったようで、当初、一次調査でリストされた約九百件には神社・仏閣など「近代化」にほとんど関係のないものがかなり含まれていた。また、建造

ある。例えば炭坑施設の関係資料がほとんど入手できなかった。収集できたのは、建物やクレーンなど機械の図面に限られていた。また、指定にかかわる問題がある。指定された場合の不利益感が根強くあり、指定を懸念して資料を出ししぶる傾向もあった。報告書に載せる図面、写真は公開し解決みだが、それ以外の資料の一般への公開も問題がある。

調査結果をもっと一般の利用に供することも検討課題である。

【新潟県教育委員会の報告】

まず、一次調査の終了までに大変時間がかかった。これは調査委員に適した人が県内に少なかったことに原因がある。また、調査委員は県を四地区にわけ、十五人に依頼した。多分野からの参加を心がけ、これまで文化財とはかわり少ない土木関係者に多数入ってもらった。県のパトロール委員、市町村の文化財保護指導委員には、「こういう調査はよくわからない」と敬遠されたが、その反面、土木関係の人は積極的に調査に協力してくれた。

一次調査前に、市町村の主幹課長会議、市町

物として見栄えのいいものをあげて、「近代化」の視点を重視していないところも多かった。市町村ごとのばらつきも多く、悉皆調査になっていないのではないかと不安が残る。「該当なし」という回答をしていくところも多く、そこへ電話して「おたくの民俗資料館は昔の村役場を改装したんですよね。あれはいつの建築ですか」「昭和ですよ」「あるじゃないですか」というようなやりとりをして、一次調査のリストを補足したが、完全なリストを作るのはなかなか困難と思われる。

【北海道教育委員会の報告】

これまでの報告と同様、市町村からのリストが思うように集まらなかった。十六支庁の教育庁の出先機関を通して市町村に依頼したので、未端まで主旨が徹底しなかったこと

もあるようだ。説明会で質問があったのは「近代化遺産とは何か」ということで、考え方の普及が必要と感じた。リストをもう一度各市町村に戻し、「他の管内にあるこんなものはないか」という意識でもう一度

兒玉真一（福岡県教育委員会文化課）  
竹田利夫（新潟県教育委員会文化行政課）  
吉永浩一（大分県教育委員会文化課）  
高橋 優（北海道教育委員会文化課）  
清水慶一（国立科学博物館）  
出 伊東 孝（文化庁建造物課調査員）  
文化庁建造物課長及び調査部門  
（所属はいずれも当時）

村の文化財担当者研修会等を利用して主旨説明をし、文化庁や他県の情報を伝えたが、主旨が浸透せず、市町村から提出された一次調査リストは芳しくなかった。調査方法を教えても「該当なし」と回答するところ、逆に積極的に五十件以上あげるところ等、様々であった。市町村に文化財だけでなく、特に社会教育関係の調査依頼が、県から毎日のようにきていることにも原因があると思われる。

次に、公共の関係機関へ依頼をしたところ、県庁内の漁港課・河川課等から質問攻めにあい、「おまえたちは何をやるう」としているのだと説教された。文化行政課という埋蔵文化財の関係係どうも開発にかかわる課によく印象があるようだ。しかし、砂防課では砂防台帳をみせてもらった他、全県にわたって把握しているものの写真を示してくれる課もあった。ただし、これは市町村からのリストと

見直してもらおうのも一つの方法と考えている。

【総括】

- 一次調査リスト充実には以下の方法がある。
- ①国の事業の事前に一次調査作業を開始する。
- ②公共機関等の関係団体に協力を依頼する。
- ③多分野の専門家の参加を求め各地をみてもらう。
- ④市町村に依頼する調査シートの内容を簡単にする。市町村の担当になぜ選んだかを記入してもらおうと、後に分類しやすく。
- 数が多すぎるものについては、数が多いこと自体が地域の特色なので、それを多数リストアップすることにも意義がある。
- 調査期間は、早期に全国のリストをつくるためにも二カ年のままとしたい。
- 企業の資料公開等は時間をかけて文化財への理解を深めてもらうよう努力する。
- 建造物だけでなく、関連する地形や機械類も重要であることをさらに周知徹底する。
- 「近代化遺産」の概念の普及、報告書印刷費用等の予算の増加、調査結果の一般への普及広報活動は今後の重要な課題である。



——その実務上の問題点——

文化庁建造物課では、平成四年二月二十六日に「近代和風建築総合調査にかかわる検討会」を行い、当時、二九年の調査事業の一年目の滋賀県・富山県教育委員会の調査担当者及び両県の調査委員から問題点を報告してもらった。また、検討会には学会等で先駆的に近代和風建築の調査研究を進めている学識経験者にも多数出席してもらい、報告前に近代和風建築の考え方を聞き、さらに報告後に調査のアドバイスを得た。その後、出席者全員による総括を行った。以下は、各教育委員会及び調査委員の報告概要と全体総括の概要である。

【滋賀県教育委員会の報告】

滋賀県では市町村教育委員会からの推薦で文化財パトロールをしている方に委嘱し、一次調査を行った。そのため、県と市町村と調査員の連携は非常にうまくいっているが、建築の専門家は一次調査に参加していない。五十市町村で六十人に依頼して、千五百件リストアップすることができた。依頼した内容は所在、建築年代、簡単な形式、写真撮影である。

問題点は市町村別に偏りがあつたことと、近代和風建築とは何かをなかなか理解してもらえなかつたことである。茅葺の民家ばかりを集めた人もいるし、社寺建築を集めた人も

いる。また、建築に詳しくない人によつてもらつていたので、記入を依頼した調査シートに十分記入されてないものが多かつたことも反省点である。また、個人住宅等で内部の写真撮らせてもらえないという問題もあつた。

近代和風建築を評価する方法としては、例えば滋賀県の場合は、近江商人の本店が多数あるので、それを建てた大工さんを系統的に追う方法があると思われる。また、信楽のように、一つの町に特定の産業があれば、これは近代化遺産とも関連するが、それに注目したま

【滋賀県の調査委員の報告】

調査物件の選定方法については、基本的には近代らしいものを評価しようとしている。このため滋賀県では今まであまり文化財として扱われていなかった、別荘建築、料亭・旅館、劇場、学校、集会施設、県庁、教会、茶室

といけない問題がたくさんある。問題点としては、まず、母屋だけでなく庭園や離れ・茶室等がそろっているものをどう評価していくかである。今回の調査には庭園の専門家が参加しており、助かっている。

文化庁では、三次調査の件数は多くなくてもよいとしているが、我々としてはできるだけたくさん調査したいという問題もある。

また、お金のかかつたものを主体に調査しているが、それらはいわゆる数寄屋風のものが多い。近代和風がすべて数寄屋風に限定されるようなイメージができないように注意しなくてはならないと考えている。

一番の問題点は、一次・二次・三次調査の位置づけである。本来は一次調査は最も重要な意味をもっているはずである。したがつて、全市町村にリスト作りのための専門家を派遣して二年間ぐらいかけてしっかりと台帳を作るといった方法もあると思われる。

【富山県教育委員会の報告】

富山県では滋賀県と違い、一次調査に関しては、社団法人の建築士会へ委嘱した。過去に建築士会独自で今回の調査のベースになるような調査を何回かすてにしており、これが使えたので、一次調査に関してはかなりうまくいったのではないかと考えられる。ひとつ問題となつたのは、富山県内の大学等で古建

築に詳しい専門家・組織がないことで、最終的には建築士会の中の若いメンバーで、とりわけ古建築に興味をもっている十名に二次調査を委嘱した。

全体的な問題点は、滋賀県の問題がそのまま富山県にもあてはまると思われる。二次調査に残す物件を選んだときに、一番の決め手としたのは写真だが、内部を撮影したものがほとんどなかった。もう少し詳しいデータがあれば見る角度も違つたかと反省している。それから一次調査のための調査シートに記入がされていないものがほとんどだったので、調査シートの内容が細かすぎたと感じている。

【富山県の調査委員の報告】

これまで一次調査に関する市町村ごとにはばらつきが問題となつていたが、戦災等により市街地がほとんど焼失している市や町もあり、仕方がない面もある。富山県の調査をして感じたことは、これまで学会等で先行的に報告されているような成果(例えば、「村松貞次郎・近江栄編『近代和風建築』鹿島出版会、一九八八等)のイメージの近代和風建築がほとんどないことである。このため、滋賀県の調査委員が言つたような視点で評価できるものは少ない。富山県ではむしろ、従来の民家建築を継承したものに優れたものが多い。したがつて三次調査にはこうしたものを含めて調査し

村田信夫 (滋賀県教育委員会文化課)  
島田敏男 (奈良国立文化財研究所、滋賀県調査委員)  
松島吉信 (富山県教育委員会文化課)  
土屋敦夫 (金沢工業大学、富山県調査委員)  
席初田 亨 (工学院大学)  
藤岡洋保 (東京工業大学)  
出 大川三雄 (日本大学)  
藤谷陽悦 (日本大学)  
文化庁建造物課長及び調査部員  
(所属はいずれも当時)

などを優先的に選定している。また、技術的・意匠的にきれいなもの、俗に言えばお金のかつた建築を三次調査に残している。

問題は、従来の農家、町並みなどをどう扱うに悩んでおられる。これらは近代らしいものではないので、今回は調査対象からはずした。ただし、商店、銀行等の特殊な用途をもつたものは対象とした。

近代和風建築の評価基準は今後一年の調査の中でつくり上げていきたいと考えている。例えば民家、社寺では年代が古いと一つの評価対象になつてきたが、それが近代和風では評価対象とはならないので、選定の基準を何かつくる必要がある。例えば、現在も活躍している数寄屋大工が戦前につくつたものを評価するかどうか等、定義づけをきちんとしない

ようと思つている。むしろ、それが富山県の特徴をあらわすことになると考えている。

【総括】

①一次調査リスト充実の方法は、近代化遺産(建造物等)総合調査と同様だが、近代和風建築に特有の解決方法には以下のものがある。  
①イメージが建築の専門家以外にはわかりにくいので、富山県のように地域の建築士会に協力してもらう。

②管内の大工、建具屋、左官屋、畳屋等の建築職人から情報を得る。

③あまり評価を固定せず多数のものをリストする。「近代和風とは何か」と悩むより、将来文化財になりそうな建物を見つづけるぐらいの感覚で選ぶ。

④固定資産税台帳等から建築年代を知る。ただし昭和初年以前の建物の数は膨大なので、それから選ぶのもたいへんな作業になる。

⑤三次調査の物件を選定するには、各都道府県が独自の評価の視点をもつ必要がある。それが良い意味での地域性の評価につながる。  
⑥一次調査リストは、近代化遺産調査と重なつてもかまわない。もれがあるよりも両方あわせて、近代の建造物リストをつくるという気持ちで調査するほうがよい。

# 近代化遺産(建造物等)の探し方

## ——土木文化財



名古屋大学助教授  
馬場俊介

土木学会の土木史研究委員会では、平成三、四年度に東海五県(愛知、岐阜、三重、静岡、長野)で近代土木遺産の調査を行い(報告書作成中)、次いで平成五年度から三ヶ年計画で全国調査に入った。その背景には、戦後の高度成長期に付随して生じた交通体系の大変革によって、歴史的な建造物を次から次へと「更新」してきたことへの悔悟の念がある。そして、残り少なくなった戦前の土木建造物を、地域の歴史を物語るランドマークとして手厚く遇するための論理的基盤を構築するためであった。

調査にあたっては、文化庁をはじめ各県及び各市町村の教育委員会に大いにお世話になり、今も助けていただいている。誌面を借りて、まずは心から感謝申し上げたい。ところ

で、本題の「近代化遺産の探し方」であるが、表1をご覧いただきたい。表には、東海五県調査で、各県の教育委員会と土木部を通じて各市町村の担当部局にお願いしたアンケート調査の結果(データ数が示されている。表1の縦の「項目」では、調査対象となった土木建造物を、橋、隧道など九種類に分けて表示し、一方、横の「レベル」では、建造物の重要度を対象外(無効データ)から第一級(非常に重要な建造物)まで五つに分けて表示している。さらに、「教育」と「土木」という用語は、それぞれ、教育委員会経由、土木関連部局経由の

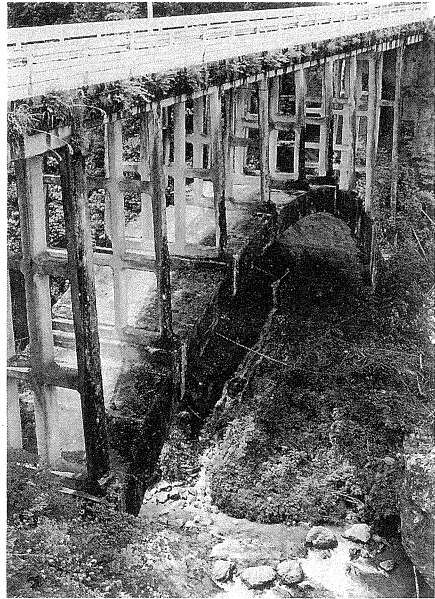


写真1 黄柳橋

- ① 土木建造物ではない
- ② 時代が合わない
- ③ 規模が小さい
- ④ 現存しない、などの理由で無効と判定されたものである。以上の分析に基づいて近代土木遺産の探し方のコツと注意事項をまとめると、表2のようになる。

こう書いてくると、近代土木遺産の探索は大変だと思われるかもしれない。近代建築のように「人目を惹くような」建造物が燦然と輝いているわけではない。公共のための施設、いわば下働きの道具である土木建造物は、日常的に使われて薄汚れ、あちこちの修理の跡も痛々しい。それでも慣れてくると、あばたもえくぼとはよく言ったもので、その地味な風貌が何とも頼もしく思えるようになる。明治・戦前にかけての土木建造物は、資金にも資材にも事欠いた明治・大正期と、景観に配慮する余裕が出てきた昭和五

データであることを意味している。各欄のデータ数が、「教育」√「土木」となっている場合は「教育」欄に濃影を付け、「教育」√「土木」の開きが二倍程度以上となっている場合は「教育」欄に淡影を付けて強調した。表から読み取れることは、教育委員会のデータには、項目別に見て、①河川(治水・灌漑)と港湾、②水道と公園、③その他、が多いことである。一方、土木関連部局では、管理台帳が整備されている橋と隧道の把握率が高い。また、両者ともに、レベル的には対象外(無効データ)が結構多いことも問題で、教育委員会の場合、その比率は全データの四一%にも達している(土木関連部局では二七%)。対象外のデータとは、

十二年に二分されるのが皮肉なものである。写真1は、大正七年に架けられた黄柳橋(愛知県豊田)。大正期に造られた鉄筋コンクリートの

表2 各項目ごとの建造物の特性と調査のコツ

橋、隧道	国、都道府県、市町村、鉄道会社など管理者が明確で、土木関連部局で100%近く掌握できる。ただし、戦後に更新された可能性が高く、県史など書物に頼ることは危険。全長20m以下の鉄筋コンクリート桁橋と、鉄道用の鋼鈹桁は、数が多すぎるので原則削除する。
砂防堰堤、流路工	国、県などが管理しているが、個々の堰堤についてのデータは整理されていない。切石、空積、初期の練積堰堤は貴重。
発電所、ダム、発電堰堤	電力会社が完全に掌握している。建屋を建て替えたもの、堰堤をコンクリートで巻いたものは除外する。
水道施設、公園	水道施設は、戦前のものが一番多く残っている。公園は、改修の程度が不明なものが多い。
港湾、防波堤、灯台、運河開門、河川堤防、水門、用水、灌漑	港湾なら埠頭や防波堤、荷役設備、河川なら堤防、床固、堰、各種水門などが主たる対象。切石積や煉瓦造の建造物なら100%当確。特に水門の類は、戦後に更新されたものが多く、現存しているものは貴重。
その他	用水路(水路自体)、道路など「線状」のものは、原則として対象としない。また、溜池、マンボ、石垣、駅舎、工場、倉庫、民家、などは対象としない。

表1 東海5県調査における教育委員会と土木関連部局から提出されたデータの構成

項目	対象外		その他大勢		第3級		第2級		第1級		計	
	教育	土木	教育	土木	教育	土木	教育	土木	教育	土木	教育	土木
橋	80	103	106	249	21	55	9	29	5	5	221	441
隧道	3	13	34	85	9	15	3	5	0	1	49	119
砂防堰堤、流路工	1	1	9	35	1	6	1	4	1	0	13	46
発電所、ダム、発電堰堤	25	22	22	87	10	25	3	10	2	4	62	148
水道施設	1	0	16	13	1	5	3	4	0	3	21	25
公園	1	0	10	1	1	1	0	0	0	0	12	2
港湾、防波堤、灯台、運河開門	1	3	3	2	8	2	5	0	1	1	18	8
河川堤防、水門、用水、灌漑	84	65	56	34	9	12	3	3	1	0	153	114
その他	61	15	13	3	0	0	0	0	0	0	74	18
計	257	222	269	509	60	121	27	55	10	14	623	821

え、明治時代には織機、建物、経営形態等の近代化に伴い、絹織物を中心として国内を代表する基幹産業の町を形成した歴史的背景がある。このため織物分野に近代化遺産が相当数あり、桐生を特徴づけるものと予想された。

調査方法については、資料化された文献が少なかつたため、踏査を主体とし、現地での情報収集、文献による補足調査を行いながら資料を補完することとした。

まずは、市内全体にどの程度の数があり、どこにあるのかを把握するため、比較的データの取りやすい公共建造物から調査を開始し、水道関連施設、橋、学校等目的が限定された建物と普段目に止まっていた洋風建造物についてリストを作成する作業から実施していった。この過程で高崎工業高校の野口三郎先生が市内に点在する鋸屋根工場について研究していることを知り、桐生市教委の増田修氏が煉瓦遺構の発掘、研究を手懸けていたことから両氏に多くの情報を提供していただいた。踏査を始めてからすぐに困難に感じたことは知識不足から建物の建築時期が見分けられないことであった。このため古そうな西洋風の建物があった場合は、直接所有者に会い、個々に確認をとり、同時に建物に関する歴史やそこで生活することの感想、問題点などもできるかぎり聴取した。



写真2 牛伏川砂防

開腹アーチの最大スパン」という技術的な評価もさることながら、木桁をイメージさせる垂直材は「木組の伝統」を受け継いだもので、世界のどこにも見られない独創性に溢れた構造様式である。写真2は、同じ大正七年に完成した牛伏川砂防(長野県)。構造そのものはフランスの物真似なのだが、自然の心を読んで、荒れた沢を美しい日本式の溪流に一変させた技術は賞賛に値する。

ならばなぜ、貧しい時期にこれだけの建造物を造り得たのか。戦前の大工事として名高

## 近代化遺産の探し方

### 桐生市の調査・産業遺産を中心に



桐生市教育委員会  
社会教育主事  
萩原清史

い大河津分水(新潟県)の碑文には、日本語と 에스ペラント語で「萬象二天意ヲ覺ル者ハ幸ナリ」と記されている。当時の技術者の持つべき心遣いが、飽食の今日では太刀打ちできない「枯れた建造物群を生み出す原動力になっていたのである。一つでも多くこうした先人の残した傑作を見つけ出し、一つでも近代化遺産がこれまでの文化財と異なるのは、それらの多くが特に意識されることなく街の景観に溶け込み、今も生活の一部として存在しているところである。

近代化遺産を調査する契機は、平成二年度に実施された「群馬県近代化遺産総合調査」にあった。調査対象時期や構造等の分類は把握できたが、近代化遺産の定義が広範であった

多く後世に伝えることが土木工学をなりわいとする筆者の務めであり喜びでもある。文化財行政にタッチしておられる読者の方々も、是非とも近代土木遺産の探索にご協力いただき、同時に、その喜びも体得されるよう祈ってしまない。

ためとりあえず「西洋化を伴い、近代化を支えたもの」と捉え、産業遺産を中心にそれらを目指す建造物に限定し調査を開始した。

桐生市は十六世紀以降織物産業によって栄

この結果第一次調査の提出件数は、県全体の約一割である九十三件となり、集計表およびドットによる分布図の作成等基礎資料の作成は終了した。

一次調査終了後、踏査のなかでいくつかの発見や疑問点があり、悉皆調査継続によるリストの補完を目標に独自の調査を開始することとなった。

当初近代化遺産の対象を限定していたが、住宅・事務所棟については、部分的な意匠・部材のみを持つものなども対象とし、また、鋸屋根工場については、織物を象徴するものとして、全体の状況をできる限り知ろうとする等、近代化遺産の領域を現代に繋がるものとして拡大しなければならなかった。

踏査を進めているうちに建造物の所有者と知り合い、多くの情報を得られるようになり、同じ時代の建物がある場所や勤めていた織物会社の様子等、文献資料には載ることのない埋れた情報を聴取することができた。

また、建物自体も近代化遺産に係わるものには流行があり、年代の特徴があることが少しずつではあるが、分かるようになってきた。それらは、部材や建物そのものの機能であったり、建築会社による傾向といったものである。例えば、洋風建築物については、独立した洋間部分をもつ、いわゆる文化住宅が、昭和初



有隣館



遺産があることに気が付く。そして、調査を通じて知り合った人の情報もその都度増えいき、さらに多くの人の紹介を受ける。コミュニケーションを通じて知り得たことは調査の最も重要なものであった。

調査の結果を再集計していくうちに、約四百件のデータが積み重ねられた。野口先生の調査も継続して実施されており、市内にある鋸屋根工場の実数もほぼ確認された。

一方、調査期間中平成三年四月に第一回町づくりフォーラムを開催（普請帳研究会協力）。このなかで近代化遺産を含めた「桐生の町づくり」という分科会が行われ、市民に対する周知化の第一歩を印した。その後、桐生市郷土資料展示ホールにおいて同年十一月「桐生に残る西洋館」と題した企画展を実施。平成四年三月には、かつて醸造業を営み、明治から昭和の蔵十二棟が残っている矢野家の蔵群を借り受け、有郷館として広く活用していくこととなった。そして同年三月、桐生市議会による「近代化遺産拠点都市宣言」が議決された。平成四年度になると同七月、近代化遺産を含めた町並み見学会を実施し、同月有郷館において第二回「桐生の町づくりフォーラム」を開催。三百人程が集まり討議を重ねた。フォーラム終了後は市民のボランティアによるパトロールが行われ、市民参加の気運が高まって



旧日本網燃株式会社事務所

きた。以後有郷館等の諸施設における企画展町並み見学会、フォーラムの実施と周知化を図っている。

また、市内東久方町にある彫刻家掛井五郎氏のアトリエは、大正十一年に建てられた市内唯一のRC造の鋸屋根工場を使用したものであり、近代化遺産活用の新たな方向性を示している。平成五年六月には、県内最古の石造ビルと確認された明治三十六年建造の旧日本網燃株式会社事務所を代替地との等価交換により市が取得、活用方法を検討している。

# 「近代和風建築」研究の意義と方法



東京工業大学助教授  
藤岡洋保

「近代和風建築」という語は十数年前から使われはじめたが、その指示対象が必ずしも明確に認識されているわけではなく、研究方法もまだ体系化されてはいないので、ここではその研究の意義や方法についての筆者なりの考え方を述べることにしたい。

「近代和風建築」の研究は、建築学会による昭和五十年代の近代建築の全国悉皆調査に触発されてはじまったといつてよい。この調査の主な対象は戦前につくられた洋風建築だったが、それが悉皆的にリストアップされたことがその残余としての和風建築の存在を浮かび上がらせた。

また、その頃には近代主義建築に対する懷疑が決定的なものになり、それが乗り越えたと見なしてきた伝統的な建築の世界を再評価

すべきことも認識されはじめていた。

「近代和風」は広義には近代（開国以降）につくられた和風建築すべてをさすと考えられる。その数は現存するものだけでも膨大であり、その範囲は住宅や数寄屋・社寺だけではなく、和洋折衷にもおよび、しかも、和洋折衷のものを含めれば、江戸時代以前につくられた建築との間に大きな差異は認めがたい上に、美的には見るべき点に乏しいと見なされがちな対象である。このような建築を研究する意義はどこに求められるのだろうか。

その意義をひとこといえば、近代化とい

このような流れの中で徐々にではあるが、市民に近代化遺産が認識され始めている。平成二年度から現在まで約四十年間、駆け足のように模索しながらこれらを調査し、保存・活用する道を探っている。これまでの間に破壊された建造物もいくつもある。時代の要求による所有者の生活変化等が、生きている遺産の保存の前に立ち尽くしている。

近代化遺産を探することは自分たちの住んでいる町を再発見することであり、そこで生活している人を見つめ直す作業でもある。多くを知らなくとも、多くの人々からの情報とその人々とのコミュニケーションがその方向を指し示してくれる。

近代化遺産の探し方は、好奇心を持ち、ひたすら動くことであり、人と接し、文献を読み、ものを見る目を養うという基礎作業に終始する。そして、多くの情報や問題と向き合うことが、保存・活用への大きな流れを作っていく基礎になるものと考ええる。

う現象を伝統の側から問い直すということだろう。つまり、強大な西洋の建築文明を前にして既存の建築文化がどのように変容し、どうやってアイデンティティを保持しようとしたか、という点に注目することによって日本の近代をとらえ直すということである。

「近代和風」は理論と実例の両面から研究する必要がある。

理論面のテーマでまず重要なのは「日本のもの」の系譜だといつていいだろう。

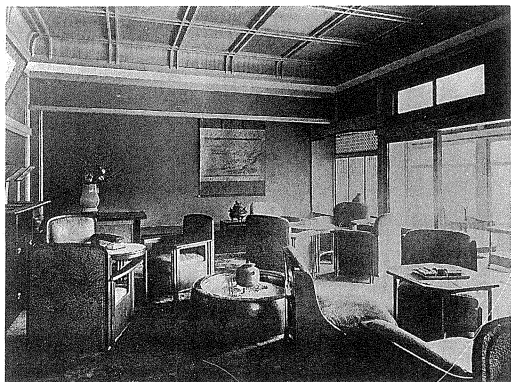
開国後の西洋文明の急激な流入や世界認識の拡大は日本人の生活や考え方を大きく変え、アイデンティティの拠りどころの一つとしての建築的伝統への意識を高めた。日本の建築的伝統、つまり「日本的なもの」とは何かを問い、表現することが日本近代の建築家にとって重要な課題になった。

この研究に際して筆者は、真の「日本的なもの」は実在しない、という立場をとる。桂離宮や伊勢神宮を真の「日本的なもの」の象徴とする考え方も、いわゆる「帝冠式」のような伝統理解も同列に置いて相対化することによって、「日本的なもの」の系譜を真の「日本的なもの」に向かう「発展」の歴史としてではなく、「変化」の過程として見ることが可能になる。それは「日本的なもの」の系譜を西洋文明と既存の建築文化との交錯という現象としてとらえる

ことを意味し、世界の他の同種の現象との比較への道を拓くことになる。

ちなみに、筆者は「日本的なもの」に対する理解は昭和初期を境に変化したと考えている。すなわち、明治・大正期においては「日本的なもの」を表現するのに、江戸時代までの建築に見られる勾配屋根や細部などの「具体的なもの」で伝統を表現しようとする。その「具体的なもの」には社寺建築に由来するモチーフを用いる、技術は西洋の最新のものを用いる、という特徴があり、それを筆者は「日本趣味の建築」と呼ぶ<sup>(1)</sup>。いわゆる「帝冠式」もそれに含まれる。これは複数の過去の建築様式を折衷する点で、十九世紀ヨーロッパの歴史主義と同じである。それに対して昭和初期には新しい伝統理解が登場した。それは「日本的なもの」の表われを社寺や住宅・数寄屋に見、平面・構造が簡素明快、無装飾、素材の美の尊重、周辺環境との調和、左右非相称、規格の存在、をその特徴として称揚する。これは抽象的な概念に、「日本的なもの」のエッセンスを見るもので、近代主義の影響下に成立したものである。「日本的なもの」の系譜に関連して、日本建築史の成立過程を研究することも重要であろう。日本の建築的伝統をどのように理解してきたかがそこに示されているからである。

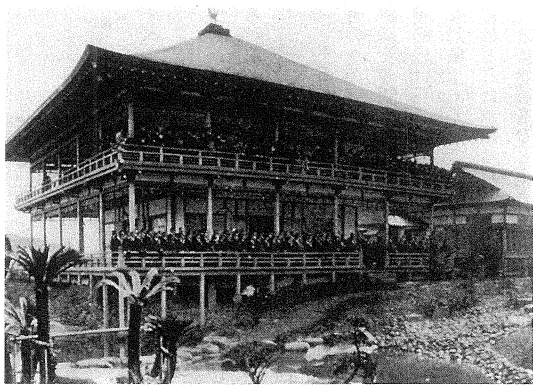
次に実例についての研究であるが、まず先



鈴木三郎助邸（現・味の素記念館）一の間（1932年）

代によって様式が変化することを教えることから、彼らが新しい創意工夫を加えることを当然と見なしていることも見てとれる。さらに東洋趣味が加わる場合もある。

実例では和風住宅も重要な研究対象である。ここでは洋風の生活様式に対応するためのさまざまな工夫が見られる。それを検討する一つの手段として寸法関係の調査は有効である。たとえば、椅子座式の和室では内法高や天井高、床の高さが同じ広さの畳敷の室よりも高く設定されている<sup>(2)</sup>。



パナマ太平洋博覧会日本政府館（1915年）

掲の「日本趣味の建築」が対象になる。その中でもそれまでの日本には存在しなかった機能に対応しつつ伝統表現を求めた建築種が好個の研究対象になる。それはたとえば万国博覧会の日本館<sup>(3)</sup>であり、和風の博物館<sup>(4)</sup>あるいは和風のホテルなどである。これらの建築種では江戸時代までの建築をコピーするわけにはいかないから、設計者は日本の建築的伝統とは何か、それを表現するために何が必要か、をあらためて考えざるをえなくなるのである。彼らの伝統理解は全体の構成や細部の分析

また、数寄屋を含め、著名な古建築の細部を引用することもしばしば行われている。大正初期から伝統的な建築の図集・写真集などが出版されるようになるのはそのような需要に応じるためと考えられる。

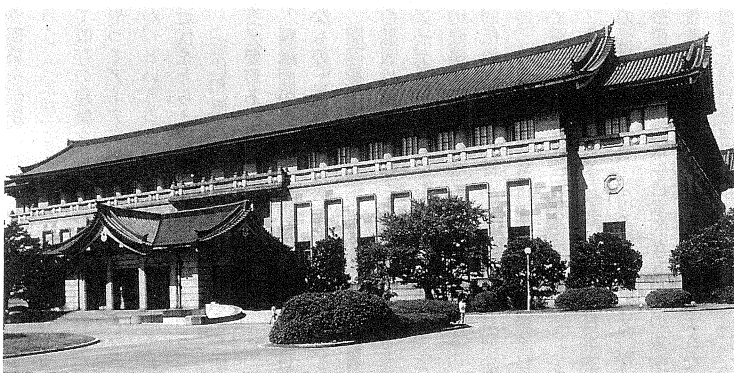
ちなみに、和風住宅や数寄屋あるいは社寺建築の中で開国前のやり方にきわめて忠実であるように見えるものについても、「和風」そのものがそれまでと同様に近代においても変化し続けていることに留意して見れば、やはり時代の刻印が記されていることに気づかされる。

また、「和風」の建築技術の水準は戦前まで上昇し続けたといわれているので、それをあつづけるという技術史的視点も必要である。このような研究を通じて明らかになるのは、和風が実はフレキシブルに変容し得るシステムだ、ということである。「近代和風」の研究は、木割のような規範を絶対視したり、古典をひたすら崇めるような、伝統に対して今日しばしばとられる姿勢に再考をうながし、伝統の問題をより広い視野でとらえることにもつながるはずである。

〔註〕

(1) 「帝冠式」というのは大正十年に建築家の下田菊太郎が国会議事堂の設計競技に関して提唱した「帝冠併合式」に由来するもので、洋

を通してうかがうことができる。実際に検討してみると、設計者の伝統に対する理解の仕方や個性に応じてその表現に幅があることがわかる。また、設計者が日本建築史の知見を活用して細部を決定していること、建築史は時



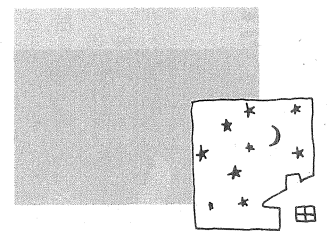
東京国立博物館本館（1937年）

風建築の頂部に瓦葺の勾配屋根を載せたようなスタイルのものをいう。写真の東京国立博物館本館はその一例

- (2) 藤岡洋保「明治・大正期の日本の建築界における『日本的なもの』」（日本建築学会大会学術講演梗概集、pp.781-782、一九八七年）参照
- (3) 藤岡洋保「昭和初期の日本の建築界における『日本的なもの』」（日本建築学会計画系論文報告集、四二二号、pp.173-180、一九九〇年六月）参照
- (4) 藤岡洋保・小笠達也「戦前の日本建築史の叙述形式に見られる特徴について」（日本建築学会大会学術講演梗概集、pp.787-788、一九八八年）参照
- (5) 藤岡洋保・深谷康生「戦前に海外で開かれた国際博覧会の日本館の和風意匠について」（日本建築学会計画系論文報告集、四一九号、pp.91-106、一九九一年一月）参照
- (6) 藤岡洋保・伊東龍一・佐藤由美「大正中期から昭和初期にかけて建設された和風意匠の博物館について」（日本建築学会大会学術講演梗概集、pp.765-766、一九八九年）参照
- (7) 藤岡洋保・朝倉安子・伊東龍一・木子幸三郎「設計の住宅の和室部における高さ関係の寸法について」（日本建築学会大会学術講演梗概集、F、pp.779-780、一九九〇年）参照

1月文化庁行事予定

- 21日・芸術祭授賞式（国立教育会館）
- ・芸術祭受賞記念パーティー（国立教育会館内カトリア）
- 26日・文化財防火デー（法隆寺ほか）
- 28日・文化財保護審議会（東京国立博物館）



文化庁月報 1月号 (通巻304号)

平成6年1月25日印刷・発行

編集—文化庁  
〒100 東京都千代田区霞が関3-2-2  
発行—株式会社ぎょうせい  
本社 〒104 東京都中央区銀座7-4-12  
電話03(3571)2126 (代表)  
営業所 〒162 東京都新宿区西五軒町4-2  
電話03(3268)2141  
振替口座 東京9-161番  
印刷所—(株)行政学会印刷所

定価500円 (本体485円) 送料51円  
年間購読料6000円  
本誌のご購読のお申し込みは、直接弊社の本・支社、あるいは最寄りの書店へお申し込み下さい。

広告の問い合わせ・申し込み先  
（株）ぎょうせい営業第一課宣伝係  
電話03(3269)4145 (ダイヤルイン)  
©1994 Printed in Japan  
ISSN 0916-9849

編集後記

明治時代、文明開化が叫ばれ、各地に官営・民営の工場が建てられ、鉄道が敷かれ、産業革命に伴う機械化の波が一気に押し寄せてきました。当時の人々にとってそれは単に目新しいだけでなく、自分たちの生活を根本から変える魔法の道具のように見えたことでしょう。

ところが、今の私たちがそんな建物や機械を見ても、過去の遺物に過ぎないものがほとんどです。それだけ技術の進歩が速いということだろうと思います。それまでは、例えば江戸時代の初期と末期で織織り、水車といった機械や駕籠などの交通手段にさほどの違い、言い換えれば進歩があったわけではありません。技術革新の速度が上がったために、ついこの前まで最新だったものが急速に「文化財」化してしまっているわけです。古いものであることが文化財として指定される重要な要件の一つですが、これからは「古いと思わせるもの」を文化財として考えていく発想の転換が必要なのかも知れません。

(K)